

注文請書に貼る収入印紙の額について

平成 25 年 1 1 月
日管株式会社 購買課

建設工事請負に係る注文請書には記載された契約金額の「取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く額」に応じ、下記の金額の収入印紙を貼って下さい。(金額は 1 通につき)

(本表は建設工事請負契約の印紙税軽減措置を適用したものです。該当の有無等の詳細は国税庁の「印紙税の手引」や税務署へのご照会等でご確認ください。)

記載された契約金額	契約書作成日 (～H26. 3)	契約書作成日 (H26. 4～)
記載のないもの	200 円	200 円
1 万円未満	非課税	非課税
100 万円以下	200 円	200 円
200 万円以下	400 円	200 円
300 万円以下	1 千円	500 円
500 万円以下	2 千円	1 千円
1 千万円以下	1 万円	5 千円
5 千万円以下	1 万 5 千円	1 万円
1 億円以下	4 万 5 千円	3 万円
5 億円以下	8 万円	6 万円
1 0 億円以下	1 8 万円	1 6 万円
5 0 億円以下	3 6 万円	3 2 万円
5 0 億円超	5 4 万円	4 8 万円

※印紙の額は、変更されることがあります。

※注文請書は、印紙税法の「第 2 号文書」に該当します。領収書等の「第 1 7 号文書」とは金額が違いますのでご注意ください。